

第5回新庁舎建設に関する調査特別委員会記録

- 日 時 令和3年3月16日(火) 午前9時30分開始 午前11時30分閉会
- 場 所 知覧庁舎本館2階 委員会室
- 議 題 新庁舎建設について
- 出席者 委員長 吉永賢三
副委員長 山下つきみ
委員 西山一 取違博文 上赤秀人 大倉野由美子 米満孝二 大倉野忠浩
鮫島信行 日置友幸 川畑実道 内園知恵子 西次雄 今吉賢二
菊永忠行 蔵元慎一 竹迫毅 浜田茂久 松久保正毅 加治佐民生
議会事務局長 菊永隆信
書記 松山啓志 川崎弘一郎 福永ひとみ 尾辻圭市

【会議の概要】

委員長 : 第5回の新庁舎建設に関する調査特別委員会を始めたい。新庁舎建設の必要性についてと、他市の状況等について、前回の第4回目の特別委員会のときの調査事項をその旨を執行部に伝えて資料を作っていた。

市長 : 本日は新庁舎特別委員会が開催されるということで、私も参加をさせていただきましてありがとうございます。昨年全員協議会でも説明をさせていただいたところですが、いま一度この新庁舎建設への私の思いを皆さんにも伝えたいという思いで、このような機会を与えていただきました。今回の委員会の質問事項にもありました新庁舎を建てかえる必要性についてということには、これまでも、担当のほうからも説明があったところですが、それにつけ加えて私の考えを述べさせていただきます。

昨日、令和2年度の国勢調査の結果が所管課のほうから報告がありました。令和2年の人口は、この国勢調査の結果、暫定ではありますが、3万3,102人となっております。5年前の平成27年の前回調査と比べると、8.94%、3,250人の減少となっております。平均で1年間には約650人の減少となっております。その前の平成22年から27年までの5年間は1年平均542人の減少ですので、年々減少率が大きくなってきているところでございます。このままいけば、後20年もたたない間に人口2万人を割ってしまいます。人口減少が進めば税収も減り、市の財政規模も小さくなります。隣の枕崎市の人口が約2万人で昨年度の予算額は144億ですので、これぐらいになるのか、これより少なくなるのではないかと思います。このような状況の中で、この分庁方式を続けていけば財政効率が悪くなり、また、市民の負担も大きくなりまして市民サービスも低下していくと思われま。この新庁舎建設を進めるに当たりましては、もちろん支所機能の充実を図りながら、本庁舎へと移行していかなければなりません。交付金が使え今が庁舎建設の適時であると私は考え

ます。市の規模が小さくなってからでは庁舎建設の多額の予算を確保することは難しいと思われま。今やらなければ、後世に遺恨を残すことになると思えます。結論を出すまで、少ない時間しかなく、皆さんにもご迷惑をかけますが、よくこのところを考えて、また、任命をしていただきたいと思います。どうかよろしく願いいたします。これが私の思いを伝えたところでございます。

(市長 退席)

総務課長：これまで説明した内容とも一部重複する部分もあるが、庁舎の耐用年数の面及び本庁舎に求める機能的なこと等について、一通り説明申し上げたい。

まず一番目の1ページの建築物の耐用年数についてである。昨年11月30日の全員協議会においても、建築住宅課から説明を行っているが、建築物の耐用年数の考え方には4種類ある。これは日本建築学会が示しているものである。一般的にこれらの四つの年数は、物理的耐用年数が一番長く、経済的、法定、そして機能的耐用年数の順にだんだんと短くなる。建物については多くの部位や部材によって構成され、屋根とか外壁とか床とか設備など、その耐用年数はそれぞれで異なる。構造体の耐用年数が最大最長であり、建物の物理的耐用年数は躯体の耐用年数となる。四つの耐用年数について、(1)法定耐用年数から説明申し上げる。減価償却資産の耐用年数等に関する省令に規定されているもので、鉄筋コンクリート造の事務所用の庁舎については50年の耐用年数とされている。しかしこれは税法上の減価償却費の算定用の耐用年数であり、庁舎の耐用年数として考えることは必要ないと思われる。次に、(2)物理的耐用年数は、主要構造部を構成するコンクリートの強度及び科学的劣化による日本建築学会の建築物の耐久計画に関する考え方においては、建築物の構造、種別や用途に応じて次のように等級を定めて、目標とする耐用年数の範囲、目標耐用年数を設定している。2ページの上の表をご覧ください。表中のSRC造とあるが、これは鉄骨鉄筋コンクリート造のことで、この庁舎、知覧庁舎等については、RC造ということで、鉄筋コンクリート造を指すものである。鉄筋コンクリート造で普通品質の場合、建築物の目標耐用年数は一番短くて50年、上限で80年ということで、右側にある目標耐用年数の平均値がその中間で65年となっている。新庁舎建設における耐用年数の考え方として日本建築学会の考え方において、構造別の目標耐用年数にはそれぞれ幅があるということで、庁舎等については予防保全型の管理をする必要があり、建築物の建て替え年数は、その幅の中で採用値を決定する必要がある。建て替え年数を目標対応年数の上限値とした場合は80年となるが、新築、新設してから更新までに施設内の設備とか機能が陳腐化すること、施設の利用形態の変更等が考えられること、劣化調査の結果から劣化が進行していることが多くて、計画建て替え年数は安全側に設定するのが望ましいと考えられている。このことから、建て替え年数については目標対応年数の平均値65年が妥当と考えられる。なおこの平均値については、建築工事の標準仕様書における鉄骨鉄

筋コンクリート造，鉄筋コンクリート造の構造躯体の目標耐用年数である 65 年と同等であり，平均値を採用することは妥当であると考えている。この目標耐用年数の 65 年の耐用年数というものを採用している事例等については，インターネット等で検索すると大阪府の和泉市，愛知県の豊明市，宮崎市，兵庫県の明石市などが採用している。また減価償却の 50 年を採用している青森市などの事例もある。次に 3 ページにある，(3) 経済的耐用年数という考え方がある。鉄筋コンクリート造の建築物については，実際推定耐用年数を大きく超えて，築後 100 年を過ぎても使用保存されている著名な建築家の設計による建築物もある。ただしこのような歴史的に価値のある建築物の保存には，適宜適切な改修補強を含む，維持保全が必要となる。物理的な耐用年数の間は維持出来ても，その後の保全費用が課題になって，経済的耐用年数と相反する場合がある。言い換えると，コストはかかっても保存をしていくという選択になる。続いて，(4) 機能的耐用年数について，建築物の耐用年数で一番初めに迎えると言われるのが機能的な耐用年数である。庁舎が建設された 1960 年代と現在では，建築資材設備を含めた建築技術の進化を初め，環境や社会情勢の変化により庁舎に求められる社会的要求も大きく変化してきている。それらの状況に対応するため，庁舎は別館などの増築工事を初め，耐震補強工事などの整備を随時行ってきた。しかしこのまま改修や補強を行っていきにしても拡張性，融通性に乏しいということもあり，庁舎の機能は限界に近づいていると考えられる。また庁舎の抱える課題の解決，機能の補完を考えると，さらなる投資が必要となる。本市の場合においても，これまでの市民検討委員会で提案のあった本庁方式への移行を行う上での収容人員が少なく，機能的な面での限界があると考えられるところである。

次に新庁舎の必要性に関して 2 番の現在の庁舎の課題について，各庁舎の本館は 1960 年代に建設されている。その後，別館棟の増築，空調，電気照明等の設備や屋根外壁等の改修を行い，平成 25 年度から 26 年度には，3 庁舎の本館とも耐震補強工事を行ってきた。しかし現庁舎の機能面では，3 ページの下にあるような課題があり，これらについてはこれまでも説明しているので，お目通しをお願いしたい。次に 3 番目に，新庁舎建設を推進する理由について，機能的な耐用年数と新庁舎の必要性において，本庁方式と定員適正化計画が大きく関わってくるので，この項目に触れさせていただきたい。これまで市民の代表者による庁舎の在り方市民検討委員会及び庁舎建設等市民検討委員会の検討により新庁舎の必要性と建設場所等について答申を受けてきた。この中で，今後さらに効率的な行政運営を行うために，徐々に本庁方式へ移行し新庁舎は知覧農業振興センターの位置として，令和 10 年度の新庁舎完成を目標とすることなどが提言されてきた。この中で (1) の建設時期について，知覧庁舎本館は 1963 年に建設され，現在 58 年が経過をしている。新庁舎建設については，交付税措置のある有利な合併推進債の活用を前提として，合

併特例債と同様に発行期限の延長を要望してきたが、この延長がなされないことが決定し、令和4年度までに新庁舎の実施設計に着手することで起債の活用が可能となることが示された。現在見込んでいるスケジュールでは、令和8年度の移転を目標としていることから、先に述べた物理的耐用年数の標準値である65年に対し、知覧庁舎本館は63年間の使用をすることとなる。(2)の合併推進債の活用と地方債残高、そして本市の財政の影響について、ここまでの検討において想定している新庁舎の建設費は概算約40億円で、合併推進債は対象事業費の90%に充当可能となっており、最大限活用すれば36億円の起債となる。この起債に対する交付税措置は40%で14億4,000万円となり、市の負担は残りの25億6,000万円となる。令和4年度までの事業着手を見送った場合は、事業費の全額を市が負担をすることになる。この場合は、多額の一般財源を単年度に必要となり、起債の償還金に交付税措置が受けられないことから、その後の市の財政運営や市民サービスへの影響が強く懸念される。この場合、本年度末の庁舎建設整備基金の積立額は8億2,000万円余りについては、起債対象外の経費への充当や今後に必要な支所庁舎の整備にも活用可能となることから、試算上は基金からの繰入金を考慮していない。本市の令和元年度末における地方債残高は206億円余りとなっている。市の標準財政規模に対しては、167.1%となっており、県内19市中では15番目の割合となっている。最後に(3)の本庁方式への移行と定員の適正化について、南九州市は、ここまでの行政事務は、総合支所方式及び一部分庁方式により行ってきた。合併時に504人の正職員から、年次的な行政組織のスリム化と定員適正化に取り組み、令和3年度には職員数で378名となり、ちょうど25%の抑制、削減が予定されている。第三次定員適正化計画の最終年度である令和10年度には本庁方式への移行を前提として職員数を350名へと、さらに28名の削減を予定している。これを人件費で考えると、約2億3,500万円の抑制が図られるということになる。行政改革や定員管理の推進においては、事務事業、組織機構の見直し、民間委託の推進、人材の育成、事務のデジタル化などにあわせて取り組む必要がある。市町村合併により期待される効果はまず1番に効率的な行政運営が可能となることが挙げられる。これらによって定員の適正化が図られることとなるが、現状の総合支所方式プラス、一部分庁方式においては、この効果については限界が近くなりつつある。令和3年度の378名の職員配置においては、3庁舎で本庁業務に従事する職員が285名、その他の施設で本庁業務に従事する職員が48名、3庁舎で支所業務に従事する職員が45名となる予定である。なお知覧庁舎の本館西別館東別館には146名、内訳として本庁業務が127名、支所の業務で19名を配置の予定となり、現在の庁舎では、本庁機能を果たすことが不可能となっている。市の人口減少が進行する中で、将来にわたって総合支所方式及び一部分庁方式を取り続けることは効率的な財政運営や本庁方式への移行を前提としている定員適正化目標の実現が非常に難しくなること

が予想され、新庁舎建設とあわせて、本庁方式への移行を行うことによって、簡素でスリムな行政組織を構築し、多様化複雑化する行政ニーズに対応していくべきであると考えている。

資料 6 ページの資料 2 については、係長が説明を行う。

新庁舎建設準備係長：資料の 6 ページの資料 2，他市の庁舎建設及び補強工事に関する状況について、一覧表にまとめてある。各市に調査依頼を行い、資料を作成した。既に新庁舎建設済みの事例として、出水市を掲載してある。奄美市も既に建設済みであるが、周りの自治体との比較においては、立地や気候等の条件に差があると考え調査依頼していない。庁舎建設等において本市より先行し事業を進めている事例として、曾於市、伊佐市、始良市、建て替えずに補強工事を行った事例として、枕崎市、指宿市、南さつま市を掲載してある。表の左から、自治体名、建築年度、庁舎の構造、耐震診断の実施状況、耐震改修の実施年度、改修の建て替えや経緯等、備考として庁舎の建て替え、補強の別を記載してある。本市より先行し事業を進めている事例の曾於市については本庁支所機能再編計画を策定し、耐震補強に加えて増築を行う計画となっている。先進事例である各市の基本構想、基本計画を見ると新庁舎建設の理由づけとしては、庁舎の老朽化や狭隘化、組織の再編集約による業務の効率化、災害に強い庁舎の必要性、バリアフリー化、ユニバーサルデザインの必要性などとなっている。先進事例については、本市より庁舎の建築年が古く、さらに深刻な状況であったのではないかとと思われる。枕崎市については、合併していないので、合併特例債、推進債の活用がない部分で、影響があるのではないかとと思われる。耐震補強については、診断の結果を踏まえ、ほとんどが庁内協議で判断し、実施をされているようである。なお、出水市、始良市については耐震診断もせずに建て替えの判断をしている。

委員長：新庁舎建設の必要性についてと、他市の状況等について、執行部からの説明をいただいた。質問については、本日の調査事項に基づいて質問していただきたい。

西委員：先ほど市長の説明の中で、人口は 20 年後には 2 万人と予想されるということだった。今のこの建設についての必要性は分かったが、南九州市が 20 年後、人口が 2 万人とすると、近隣の市町も大幅に減少すると思う。さらに広域合併とか広域連合の話というのは、どこからも出てないか。

総務課長：平成の合併以降の動きとして、そのような話は全くない。

蔵元委員：5 ページの中段、下にあるその他の施設で本庁業務に従事する職員が 48 名ということ。本庁業務というのは同じところすることによって効率化が図れると考えるが、今、分かれている部分で非常に無駄な移動の時間などがあると思う。これをどのように考えているか。本庁方式にすることによってどれぐらい効率化されるか。

総務課長：総合支所方式、分庁方式ということに関するデメリットの部分について、これまで挙げられているものとして 3 庁舎とも同規模同様の維持管理とか、補修が必要に

なるということ。それと定員適正化計画を推進する中で、職員数を削減しなければならないが、現状の業務を維持する中で非常に難しい。3点目には庁舎間移動のロスや燃料費等のコストがかかること。4番目には、事務決裁に非常に時間がかかる。決裁権者がそれぞれ庁舎によって合議を求めたり、判断を求めるものについては、決裁文書の最終的な決裁まで時間がかかるという状況がある。5点目には、職員間の意思の疎通が出来にくいということ。当然3庁舎にそれぞれが分かれているので、面識がない職員が非常に多いというような声は聞いている。そういった部分でいうと、一体性が若干図りにくいということがある。時間的なロスについては、知覧庁舎もしくは隣の夢郷館などで研修会や講習などを行う中では非常に多数の職員が移動する。乗り合わせで来るにしても、顛娃庁舎からだと30分、往復で1時間、1日2回来る職員もいたりするので、ロスは非常に大きいと考えている。しかし、全て一か所に集まるという方法の研修会とかは別として、庁舎間を結ぶ課長会やコロナの対策本部会議などは会議室にあるテレビのモニター等を使って、テレビ会議を行える部分については、今後も引き続きそのような対応をして、移動コスト等を抑制していく取組みが必要になっている。

蔵元委員：バリアフリー、ユニバーサルデザインということも書かれているが、実際、車椅子等を利用される方々が出席される会議もあると思う。その対応について、エレベーターが付いている場所はひまわり館や夢郷館などがあるが、大きな会議があるときの場所がどうしても限定をされると考える。中心に、そういった方々に対応できる会議室というのは持っていないといけないと考えるがどうか。

総務課長：それぞれの本館に来客があって、2階以上に上がれないというケースは確かにある。我々も総務課にいるが、例えば市長に来客があるときに、その方が車椅子を使用しているということで、急遽使用中の会議室をあけてもらって、そちらで対応するケースは当然ある。その場合、市長室にはお通し出来ないという状況である。また、本館で全てが完結すればいいが別館にさらに移動する場合に、スロープ的な問題や段差の問題などは少し障害になって今も残っていると見受けられる。

日置委員：蔵元委員のハンディキャップを持った方への対応について、関連質疑である。例えば来庁する方の場合は、最悪どこか小会議室でも取ってやるっていう方向で今何とか対応が出来ていると思うが、将来的にはそういった方を雇用するという考え方も出てくると思う。障害者の方々の社会参画とか。今までに、例えばハンディキャップを持っているから、2階に上がれないから、雇用出来なかったとか、そういう方々から働く要望があったとか、職務上ハンディキャップを持っているからエレベーターをつけてほしいとか、そういうような要望はないか。

総務課長：ハンディキャップをお持ちの職員等に集まっただいて、庁舎のいろいろなハード面や職員間での心配りというか、そういった部分での意見交換をする機会をつくっている。確かに車イス等の場合、庁舎の床に電気の配線やパソコンのLANの

配線，電気の配線，コンセント等が露出している。この間そういった方とお話をする機会があり，配線に引っかからないように少し丸みを帯びたキャップをしているが，それでも足はつまずいてしまうと言われた。自分だから躓くのもかもしれないけれども，と言われたのが非常につい最近だったので記憶に残っている。そうであるならば車イス等で庁舎内の事務所の中を渡っていくのは非常に難しいのだなと痛感した。そういった方々については，職場としての雇用の目標等もあるので，できるだけ一定の割合は確保して雇用すべきであるが，配置，部署等，いろいろと考えなければならぬ条件がまだあるという状況にある。

大倉野（由）委員：分庁，現在の総合支所方式から，本庁方式にという説明だったが，現在のそれぞれの庁舎に対しての市民の皆さん方の利用状況，庁舎に出向いているんな手続をされる状況などはどんなふう把握しているか。

委員長：市民サービスとして，庁舎の窓口の来客数でよいか。

大倉野（由）委員：窓口も含めて答弁いただきたい。

委員長：各課のいろいろな業者等も来るところまですれば，相当な数なので，市民サービスの窓口の各支所の庁舎で事務的な数でしか説明が出来ないと思うがそれでよいか。

総務課長：昨年3月から4月にかけて，職員1人が必ず，玄関のところで総合案内をするという取り組みをした。その際の実施状況等について3月10日から4月20日まで，平日29日間の数値であるが，来庁者の総数は3庁舎で1万6,345人となっている。この時期は3月から4月ということで，非常に来客の多い時期で，年間を通じてはここまではないと思っている。顕娃庁舎で4,823人，知覧庁舎で5,876人，川辺庁舎で5,646人である。

浜田委員：意見というより，考え方を一言述べておく。今日の議題で，新庁舎建設の必要性についてという議題になっているが，そもそも市民本位の市であるべきという基本スタンスを私は持っている。新庁舎を建設すると各三つの町に分かれて行政をきめ細やかにやっているが，これを廃止して一極集中の遠いところに新庁舎を造るという考えであるので，必要性はないという考えである。一言だけ，新庁舎は必要ではないとそれだけ申しておく。本会議で言ったとおりである。

取違委員：新庁舎に移行していくという考えの中で，市民サービスとは三つの支所に分かれてやっているが，ここが一番ネックになってくると考える。今後，光ケーブルが全部開通するようになる。こういったデジタル方式による本庁での集中的な管理や市民サービスが出来ていかないと，なかなか市民はうんと言えないのではないかと。納得できるサービスができるようになったと言えないと思う。マイナンバーの取得もかなり重要になってくると思う。コンビニ等でできるサービスというのを極力増やしていかないと，遠い距離を本庁舎まで来ないといけないと思う。今後，デジタル化を推進していくのか。新庁舎建設とあわせて，同時に並行してやっていく考えであ

るのかどうか伺いたい。

総務課長：このことについては今回の一般質問の中でも意見を頂いた。新庁舎問題の有無にかかわらず、このことについては取り組んでいくべきだと考えている。今回のコロナの関係で定額給付金の支給等で非常に日本のデジタル化、市町村の行政を含めて遅れていると、その部分が露出したと言われている。マイナンバーカードの取得もそうである。それによってできる手続等は今後著しく進歩していくと思っている。それとあわせて、デジタル化という部分で、定数はどうしても人口減少とともに抑制していかなければならない。今やっている事務をさらに効率よくしていくことをまず優先しなければならないと思う。今後、デジタル化に向けてのRPA等をやろうとしているところである。来年度には民間からの講師に来ていただいたり、あるいはもう間もなく公表されると思うが、デジタル人材の派遣を民間会社のほうに要望しているので、その方にリモートも含めてサポートを受けるとか、いろいろな提案、主管課の対応出来そうな業務の洗い出し等をまず進めていきたいと計画をしている。

大倉野（忠）委員：新庁舎建設の必要性は先ほどの市長のお言葉でもそれなりには伝わってきたところである。4ページの合併推進債の活用ということで(2)にあるが、市長の言葉では支所機能の充実というのでも出たようである。一番はやはり財源、財政的な部分かと思う。合併推進債ありきではなくて、やはり、国の施設との複合機能を持った庁舎とかという話も以前あった。防災センター機能を兼ねたり、福祉施設機能等そういったあらゆる機能を持った庁舎ということも視野に入れて、それに伴う補助金やさらに有利な起債についてはこれまで調査研究をしてきているのか。今後、新庁舎建設推進課も出来るが、今後そういった調査研究を進めていくのか尋ねたい。

総務課長：庁舎整備に対する補助金について耐震補強していないところについては、国の補助等の制度があるが、補強は既に終わっているので受けられない。防災センターの関係は、国土強靱化の関係で対象になりうる場合があるということでの可能性は今後も模索していかなければならないと思っている。それについても起債等の交付税措置という条件になる。いろいろな施設の複合化について、特に支所については、どのような事務をそれぞれに残して、さらにそこを充実するかということが決まらなないと、そこに何人配置するというような体制が確定してこない。旧3町でそれぞれの施設を同じような時期に建てているものも非常に多い。それらの耐用年数等の関係もあるので、公共施設の適正配置計画を今庁内で検討中である。総量については抑制する必要があるが、その中で複合化できるものについては、そのような形で行っていくのが一番コスト的にもいいのではないかと思う。公共施設適正配置計画の核となる新庁舎の動向が今のところで未定だったため進んでいないが、執行部の方針としては新庁舎の方向付けができれば、それに伴って付随する大きな文化会館

等のマネジメント計画をつくっていく必要がある。その辺もあわせて、追いかける形にはなるが、やっていく予定である。

竹迫委員：現庁舎の長寿命化等についての合併推進債等の有利な起債等はあるか。

総務課長：通常の庁舎に対する改修，補修的な部分での起債は，一般事業債ということで，資金手当分の借入にすぎない。それを分割して返済していく起債しかない。

大倉野（由）委員：以前の資料で，この合併推進債を借りた場合の地方債残高の一覧表を示されたが，令和 13 年度が一番のピークだという資料であった。現実人口減少があるが，その減少率との関係とか，人口が何年ほどのくらいだというような数字との兼ね合いで見れば，ピークである令和 13 年が一人当たりの借金がどのくらいになるのか。その後の事も含めて。試算があれば。

財政課長：現在，人口に対しての試算はしていない。それぞれの年度についての人口は推計も出ていないため，試算は出ていない。

大倉野（由）委員：市民の皆さんの感覚，暮らしの感覚で，200 万円以下の年金で暮らしている方々が相当いると思う。暮らしを具体的に応援してほしいと思っている方は，随分南九州市の場合，都会と比べて地方というのはい多いのではないかと思う。そういうときに，自治体の財政の使い方を箱物に重きを置くのか。暮らしに財源をもう少し手当てをしてほしいと。ずっと福祉も削られてきている方向にあるので，そういう点での考えなどを聞きたい。

総務課長：合併推進債を前提として計画を推進しようとしている。建物の寿命は，何年もつというのはなかなか，はっきりと断言できるものではない。数年後までこの庁舎を延ばしたとして，そこで 40 億円を全て一般財源でつくった場合に，かえってそのほうが市民の生活を圧迫することにはなると思っている。このタイミングで市民を含めて議論をした中での選択をして，方向づけをしていけたらと思う。この活用のタイミングを見送る選択もある。しかし，市民の生活，市民の負担を考えると有利な交付税措置のある合併推進債を活用して建てようという選択が執行部としては最善ではないかという判断をしているので，その計画を進めたいと説明している。

加治佐委員：基金積立が 8 億 2,000 万円ある。新庁舎建設に基金からの繰入金を考慮せず，支所機能の活用を使うということだが，基金はずっと今後も積立でいく考えか。

総務課長：後々具体化してきた際に財政側とも協議して決定をしていくことになる。本来，新庁舎建設を目標として，この基金の積立を開始したので，活用すべき部分，起債対象外になってしまうような工事等の費用については基金の活用も合わせて一定の額の繰入を算出していかなければならないと考えている。

加治佐委員：今現在の支所で 45 名の方がいる。残った穎娃，川辺町庁舎の支所機能の人員もこれから十分考えていこうと思うが，大体何名ぐらいと考えているか。今後の検討か。

総務課長：業務をどの程度残すか，さらに増やすか，本庁に集約するかという選択がある。原則，今，支所で出来ている業務は支所の窓口として残すべきであろうと考える。

事務の個別の業務について、各主管課の本庁と支所の職員等でいろいろ検討いただいて、最終的にはその業務が決まり次第、それに見合った職員数の配置ということで決定をしていきたいと考えている。

竹迫委員：合併推進債を使わない手はないと思っている。14億円余りの交付税措置がされる。今、有利な起債を使わずに庁舎建設を先送りしたら、後世につけを回すことにならないかと思うが、その点どのようにお考えか。

総務課長：数年後に先送りしたからといって、その時点で有利な財源がなければ、その部分が全て市の負担、市民の負担になるということで、それは避けるべきではないかと考えている。合併等に伴って出てきたニーズ等に充てられるのがこの合併推進債であるので、限られた期間の中でそういった方向づけができれば、その活用を推進すべきであると思っている。

竹迫委員：支所機能については、一般市民に対しての市民サービスは手厚く考えないといけないと思う。しかし、例えば、建設業の方など生業としている人たちは、本庁まで来ていただいてもいいのかなと思っている。一般市民に対するサービスの低下はあってはならないと思っているがどのようにお考えか。

総務課長：今後設置される庁内の検討部会の中で、本庁、支所の機能を検討する部会を設置して、最終的な集約で案を作る。身近にある方が市民の方々も安心するので、支所に残すべきものと、本庁で集約して処理したほうが効率的で、そこまで市民に負担はかけないという部分があれば、そういった事務については本庁に集約可能だと思う。そこについての議論は本庁と支所の機能を検討する部会等で、今後方向づけを行っていきたい。

日置委員：合併推進債についての確認であるが、建替えと増築については使えるが、大規模改修についてはその対象外であるという理解でよいか。

財政課長：大規模改修までは確認をとれていない。しかし、大規模改修については対象にならないのではないかと考えている。

日置委員：私も調べてみましたが、大規模改修が当たらないという文章が見つからない。事例としてもないので、恐らく当たらないだろうと思っている。確認してみたほうがいいのかなと思うところもあって質疑した。それによって話がまた変わってくるので。これは確認されるという答弁だったので確認していただくということで。また、別館について、知覧庁舎、穎娃庁舎、川辺庁舎の話をするときに、建て替えの話で、基本的に本庁舎の建設年数で話をしていると思う。例えば川辺庁舎の別館、知覧庁舎の別館という形で随時建て替えをしてきている。その別館の建築年数がわかればお示しいただきたい。

総務課長：知覧庁舎の西別館は昭和52年である。東別館は昭和63年となっている。川辺庁舎の別館は平成11年となっている。また、穎娃庁舎の別館は昭和44年、本館と同じ時期である。

日置委員：もう1点。大規模改修をしたときに、当時に耐震強度と一緒にコンクリート強度を調べていたと理解している。資料だけ見て話しているが、そのとき議会答弁として、当時の住宅建設課長が耐用年数が5年から10年増えたと思われるというような答弁をしたと記憶している。今日の議題が庁舎を建て替える必要性についてということで、基本的な耐用年数の考え方を理解出来たが、この建物がどうなのかということを知りたい場合に、平成24年から26年の調査で、この構築物の耐用年数がどれぐらいなのかというような話合いなどが行われたか。

委員長：ここでしばらく休憩します。

(休憩)

委員長：再開します。

建築住宅課長：先ほどの質疑について、耐震診断を行う際にコンクリートの強度はそれぞれ調査の部分は出ている。それに伴い、耐用年数が延びるかという内部協議はしていない。

日置委員：私の質問で一部発言が不適格だった部分があると思うので述べさせていただく。平成26年の第3回の定例会9月議会の竹迫議員の一般質問の中で、耐震補強をすることによって長寿命化が果たされるのかという疑問をされた。それに対して、長寿命化そのものは出来ていないが、耐震診断で弱くなっている部分がわかったから同時に外壁補強等を一緒に行った。同時にやった補修工事によって、延命化が図られたという当時の総務部長答弁と建設住宅課長答弁があったので、それに基づいた質問をした。つまり、耐震をしたから延命化されているということではないかというようなニュアンスで言ったが、私の言い方がまずかったので訂正する。同時に行った補修工事によって延命化が図られたという答弁があったということであった。

大倉野(忠)委員：ここ2か月続けて広報紙でも、新庁舎建設の部分があったけれども、我々も市民の意見等を常日頃、聞いたりしている。広報紙を見て、もういかにも建設が決まって事が進んでいるかのように受け取っている市民の方々も非常に多いのではないかと感じる。先ほどの財源の問題であるが、合併推進債についても、新庁舎に関する基金積立てへの基金についても、市民の方々からは、ふるさと納税も大分伸びてきているが、ふるさと納税に対する基金を使えるのかといった話もあった。これについて確認したい。

総務課長：庁舎建設については本来、一般財源でつくるべきものと言われている。一般事業債という形で、資金手当て分の起債がこれまで使われてきて、それを数年にわたって償還していくという方法で進められていると思う。ふるさと納税の寄附をそれに充てるということについては、私の考え方であるが、恐らくそういった国の制度等を考えると好ましくないというか、寄附者の理解が得られるような用途ではないと思っている。

大倉野(忠)委員：総務課長の見解もだが、仮に寄附者の理解が得られた場合に充当できる

のか。

総務課長：この基金については五つの用途を定めている。平和に関するもの、福祉、教育の振興、地域の活性化、最後に市長の認める事業に対して充当できる。寄附がなければ庁舎を建てられないとなってしまうというところもあるので、断言は出来ないところであるが、できればほかの財源を確保すべきであると思われる。ふるさと納税のきばいやんせ南九州市ふるさと基金については、市の活性化に向けた事業に充当していき、その部分で得られた余剰があるものについては、ほかの用途に活用していくという考え方が望ましいのではないかと思っている。

竹迫委員：庁舎というのは長年、これから50年60年それ以上かもわからないが、使うことになる。これから使うであろう後世も負担してもらおうというような意味からしたら、当然起債を使っていいものだと思う。私みたいな後期高齢者は長くは使えない。今から生まれてくる人や小学生たちは、市内に住むのであれば何十年と使うことになるので起債で建設するというのは当然のことだと思うがどうか。

財政課長：地方債はもちろん借金である。特に庁舎建設について概算で出ている数字としては40億円という数字である。これを一度に一般財源なりで賄えるかということ、もちろん出来ない。そのために、今回、活用できるものとして合併推進債を考えている。合併推進債、借金をして、その後30年で償還というような形になるので、現在いる方、その後30年間使われる方々が出てくる。そういった方々に公平に負担していただくというのが地方債の考え方の一つとしてあると考えている。

日置委員：ふるさと納税の件で確認させていただきたい。大倉野忠浩委員は、ふるさと納税を庁舎建設に使えるのか使えないのかという質疑だったかと思うが、どちらかというところ総務課長の答弁は使うべきなのか使わないのかという答弁に聞こえた。法的には市長が特に認める事業という部分で寄附している分については、庁舎建設には使えるという理解でいいと思うがどうか。それが望ましいか望ましくないかではなく、制度上できるのかどうかという確認である。

総務課長：ふるさと基金からの活用については、市の財源であるので、使ってはいけないということはないと思う。ただそれを市長の決裁や議会の議決をしていただくので、その充当の方法が望ましいということであればそういった活用もあると思われるが、一般的に庁舎というのは当然市民の施設である。市税等である一般財源で、交付税でという部分で当然整備すべきであるので、充当する順位としては、庁舎は低いのではないかとを申し上げたつもりである。

大倉野（由）委員：今日の資料として、他市の事例が出ているが、比べるにはなかなか大変かなと思うのは始良市は人口が7万人あるし、人口が増え続けている。出水市も大きい。あえて曾於市などは類似だろうと思うが、今日の説明の中で、大阪の事例とかあったが、全国的な事例を研究していただく必要があると思う。確かに人口と建設規模との関係で、建物を建てるっていう点では、いろいろな条件があるから金額

も違ってくると思う。調べると、宮崎の日南市などが人口 29,000 人、3 万足らずで 33.3 億円とか、熊本の人吉市などは、人口 3 万 1,600 人のところで 38 億 9,000 万円。水俣市が 2 万 3,800 人のところで、35 億 5,000 万円という建設費用の例などもある財政規模の点で検討の余地はあると思うので、資料などを、今後とっていただければありがたい。要望です。

総務課長：先ほど日南市について 2 万 9,000 人とおっしゃいましたが、日南市の人口は 5 万 1,000 人であると思っている。

大倉野（由）委員：日南市は 2 万 9,000 人ではないか。

総務課長：ホームページで確認しているが 5 万 1,804 人と、私どもの調査では出ている。

大倉野（由）委員：日南市か。

委員長：大倉野由美子委員、発言を許可していないので、協議を勝手にしないでいただきたい。

委員長：一つ質問したい。庁舎の建物の耐用年数等を調査したが、今後、令和 10 年までに、この庁舎をこのまま使う場合に、トイレ改修や建物のクラックが入ったところを補強するなどの協議、計画はあるか。例えば概算で 5 年間のなかで、ここはもうしないといけないという計画やスケジュールがあるのか、ないのか。それに対して費用の積算が出ているか、出てないか。

総務課長：来年度に穎娃庁舎の空調や穎娃庁舎、川辺庁舎の照明の LED 化という予算を計上している。知覧庁舎についての具体的な改修工事の費用は今のところ具体的なものはない。

委員長：例えば、クラックが入っているとか、トイレも改修しているが、手狭であるとか、多目的トイレがない等、市民サービスを考えた場合に、このまま利用すると 5 年後 10 年後に増改築が必要ではないかなど協議をしているか聞いた。

総務課長：5 年後 10 年後を見据えての水回り等の改修についての具体的な協議によっての方向づけなどは今のところない。

副委員長：平成 24 年度の在り方市民検討委員会のときの新庁舎の新築または改築の概算費用が資料で説明されていて、このときに新たに新庁舎を別の場所に新築するよる本庁方式の場合に、本館の解体まで含み、40 億円というのが出ている。平成 29 年度には庁舎建設市民検討委員会となりメンバーもある程度変わっていると思うが、このときの資料で、試算により建設費が最も安くて 28 億円と示されたという部分がある。当時の検討委員だった方から、この話を聞いた。今でもなぜ 40 億円という費用が示されているのかと聞かれた。40 億円と 28 億円と 12 億円違うが、この差は何なのか聞きたい。

委員長：しばらく休憩します。

委員長：再開します。

建築住宅課長：40 億円の根拠は、今現在の知覧庁舎の解体も含めて、総事業は 40 億円であ

ろうという試算である。多分平成 29 年にお答えしたのは、建物の整備と駐車場等で 28 億円程度ということでお答えしていると思う。

副委員長：平成 24 年度は新庁舎をもし建設するとした場合に、知覧農業振興センター跡地が妥当であるという検討委員会はその後なので、そこはまだ提案されてない。提案されてないところの解体費まで含めたというのはどういう意味か。

建築住宅課長：この庁舎の解体費を含めていると思う。平成 24 年度当初は、敷地面積も想定した上での試算をしていると思う。

副委員長：検討委員会などが進むごとに、次の検討委員会の間に執行部もいろいろ試算をして数字が少しずつ変わると思うが、建設費が最も安くて 28 億円という額が出てきたので聞いた。本体工事だけの数字なのか。

建築住宅課長：本体工事だと思っている。建物の本体だけだと 32 億円から 28 億円の間で計画されていくのではと思っている。あくまでも推定なので御理解いただきたい。

竹迫委員：只今の件は、しっかり確認したほうがいいのではないか。

委員長：以前配布してある平成 29 年の庁舎建設市民検討委員会資料の 101 ページをご覧ください。表の 3 番目に、農業振興センターと書いてある。その中で、解体費と総額、駐車場本体で 28 億円と出ている。このことを資料 106 ページで、最低でも 28 億円と発言しているという建築住宅課長の答弁だと思う。資料で確認できたので答弁は結構である。

取違委員：この話が進んでいけば、当然建設会社に関わってくる。大手ゼネコンを入れて、この建設を考えていくのか、それとも地場の建設会社だけで建設を考えていくかということがある。大手ゼネコンが入れば、50%は南九州市外に出ていくようなことになるかと思うが、その辺はどう考えているか。

建築住宅課長：今の段階では全く白紙である。今後、入札契約委員会等にかけて最終的には決める。ただ、市内の業者だけでやると 40 億円の事業なので、専属の監督員が付かなくてはならない等そういった問題もあり難しいのかなとは考えている。

委員長：他に質疑はないですか。

(なし。と言う声あり)

委員長：ないようなので、これで質疑を終わりたい。しばらく休憩します。

(執行部退席)

委員長：再開します。2 番目のその他であるが、次の調査について何か皆様から御意見等があるか。

日置委員：調査事項は議員間で討議するのはどうかという意見である。というのは、賛成、反対あると思うし、あってしかるべきだと思うが、今、それぞれの議員がどういう考えを持って、どうするべきなのかということが、私はちょっとわかっていない。私たちとしては基本構想・基本計画が出来た上で、その時点で一度判断するというようなところまでは合意がとれているので、逆に言うとそれまでは意見が変わって

もいいと思う。そこまで1年間みんなで考えていこうという特別委員会なので。これだけ大きい決断をしないといけないというのは自分の中でもプレッシャーな部分もある。今、執行部を通していろいろ質疑等しているが、実際議員間でどう思っているのかというのを一度やってもいいのではないのかという意見である。ただ、この席の配置でやると非常にやりにくいので、例えば20人いるので、5人1テーブルで話して、30分たったら席替えをして5人1テーブルで話してとか、そういう形式にしないと実質的な意見とかみんな話せないのかなという思いもある。ワークショップとまでは言わないが、5人1テーブルぐらいで実際どう思っているのかを、自分の立場も考えも示した上で、議員間で討議するのはどうかという提案である。

委員長：日置委員から思っている意見を出し合う場をつくったらどうかという意見であるが、それについてはどうか。

竹迫委員：協議とはどういうことか。私はそれだけでは分からない。

日置委員：発案者として答えると、協議というのは、庁舎建設、建て替えを含めて、建てた場合の効率性についてどのような考えを持っているのかという意見を交換し合うという意味で発言した。なぜそれが必要なのかというと、一つの事実に対して、反対の見方をすることもあるし、人の意見を聞くことで考え方が変わることもあると思う。この庁舎建設や経費の考え方、必要性、デジタルの考え方等いろいろなものについて話し合いたいというニュアンスの協議である。もし伝わってなければ再度御質問いただきたい。

竹迫委員：記録を残すということか。それとも、単なる意見交換にするということか。

日置委員：記録を残すことが望ましいと思うが、私が言ったような5人1テーブルのやり方だと、事実上記録を残すことは難しいのではないかと考えている。協議をした後について、さらに会議録に残したいという意見があれば、各議員で表明するやり方が望ましいと考えている。

竹迫委員：記録に残さないということになると、グループでするより20名そろって、その中でいろいろ意見交換という形だったらいいと思う。

日置委員：5人1テーブルというやり方にこだわりはない。20名で行う方がメリットが大きいこともたくさんあると思っている。やり方にこだわるつもりはない。竹迫委員の意見で、まとまるのであれば賛同する。

委員長：日置委員からの提案で、人数が多いのでいろんな意見を交換し合う場としては、ワークショップ方式ではどうかという提案と20人で意見交換会をやったほうがいいという意見もあった。協議という意見交換会をすることになにかないか。

竹迫委員：グループでやるのも、話しやすいかもしれないが、他のグループの方は、他のグループの意見は直接聞けない。そうであれば議員20名で、ざっくばらんに意見交換会ということで、やったほうがいいのではないかと思う。

菊永委員：調査特別委員会を設置した。この特別委員会でやったほうが良いと思う。日置委員からあった意見交換会を、特別委員会が終わって、その他で協議ができる。何のために特別委員会を設置したのかとなると思うので、このままのやり方で良いと思う。

竹迫委員：意見交換会となると、ざっくばらんにということだと思う。そういう意見交換をした中で、正式な特別委員会でまた意見を出し合うということは、私は、そういう堅苦しくなくて、話しやすい場を設けても良いと思う。この特別委員会とは別個に意見交換会として。記録を残す必要はないと思う。いろいろ意見交換をして、この特別委員会の場で正式に自分の考え等を述べていったほうが、建設的ではないかと思う。

委員長：意見交換会については、懇談会という形で別で行って、会議録は残さないという形でよろしいか。

(異議なし。という声あり)

委員長：異議がないようなので、そのような形で日程を調整したい。

調査事項については、私と副委員長、事務局で協議した結果で、出水市、曾於市、伊佐市の大口庁舎を調査できればと思う。実際どういった形で進んだのかについて調査できればと思う。コロナ禍の状況もあり、日程調整をしながら、受入れの対応が出来そうであれば、時期を見て調査を考えているが、それでよろしいか。

日置委員：あくまで建て替えるか補強するかという委員会であれば、建て替え、増築にあわせて、補強した事例も視察する必要があるのではないか。

委員長：日置委員から補強したところもということだが、枕崎市、指宿市、南さつま市も含めてということか。

竹迫委員：補強したところというが、本庁方式ということで進んでいる。例えば補強となると、今の三つの庁舎で変わらないと思う。それは必要ないと思う。

委員長：竹迫委員から補強に関しての調査は必要ないという御意見がある。皆さんが必要であればということだが、日置委員はどうか。

日置委員：補強したところが見たいというよりは、補強という結論に至った経緯が大事ではないかという意味合いである。つまり、私は個人の意見は表明しないが、補強ではすまない建物だろうと思っている。正直。しかし、みんなで考える以上、あらゆる選択肢をこの場で議題に載せたほうが良いのではないかという意味である。

委員長：二つの意見が出た。調査すべき事項の中に補強まで入れた調査をしたほうが良いという方は挙手をお願いしたい。

(挙手少数)

委員長：では、最初に申し上げた建て替えをする出水市、曾於市、伊佐市大口庁舎の調査でよろしいか。

(はい。という声あり)

委員長 :ではそのようにさせていただきたい。

大倉野 (由) 委員 :今日の当局とのやりとりの中で、回答がはっきりいただけなかった部分は回答をいただけるのか。それを要求していただきたい。市民の人口減もあり将来的にどういう借財が残るかという部分を人口比でも明らかにしていただきたい。

委員長 :それは財政課長が答弁した。人口がはっきりしないので、その数字は出せないという答弁で終わった。

大倉野 (由) 委員 :しかし職員減も含めて、人口減についても、将来人口というのは誰もわからない。

委員長 :それは特別委員会の先ほどの質疑で確認している。それは御自分でお聞きになっていただきたい。

大倉野 (由) 委員 :みんなで分かったほうがいいと思う。大事な話だと思う。

日置委員 :もう1点提案がある。来年から始まる新庁舎検討委員会で、市長としては議員を2名その中に参加してほしいという意見があった。内園議員は、一般質問でそれがいいとおっしゃったが、私は違う考えである。公募委員が多分1名か2名ぐらいしか用意されないだろうと思う。そんな答弁もあったと思う。公募委員が例えば募集が4名、5名あったとすると、議員はいつでも、何でも、ある程度発言の機会が確保されているので、公募委員の募集が多い場合には、むしろ議員としてはそちらに譲ったほうがいいのではないのかという考えを私は持っている。もちろん募集がない場合はそれはそれだが。また、二代表制なので、市の職員がそこに入っているわけではない。だから、第三者委員会をあくまで作るというのが市の意向だとすれば、議員が入ってしまうと結局第三者ではなくなってしまうリスクもあると思う。つまり、審査する側と作る側が一緒になるわけで、どうかなという思いもある。以上のことで、公募委員が例えば2名を予定しているけど4名来た場合、そちらに譲ってもいいのではないのかというのが私の意見である。

委員長 :新庁舎検討委員会の設置条例に基づき、新庁舎建設検討委員会が設置される中で、委員会構成については、(1)市内の公共団体からの推薦された方、これは商工会などいろいろな事業者、企業だと思う。(2)識見を有する者。(3)公募による市民の方。(4)その他市長が必要と認めるものとした中で、(4)の部分で議員の方も入っていただく予定ということである。それについて日置委員の意見としては、市民の方からの公募が多ければ、議員が入るのではなくて、市民の方が多く入ったほうがいいのではないかという提案であるがどうか。

西委員 :日置委員の意見に賛成である。

加治佐委員 :まだ執行部から明確に人数の割当てもないので、こちら側から言うべきことではないと思う。まだ出されていないし、そういう立場ではないと思う。

委員長 :西委員は公募が多ければ、議員が入らずに市民の方が多く入ったほうがいいという意見に賛同ということだが、加治佐委員からは、まだ公式に発表もなく、具体的

に決まってないので、議会のほうから言うのはどうかということだが。

日置委員：補足をさせていただきたい。私の言い方が悪かった。議長のおっしゃるとおり、まだ公式に来てない段階で、こちらから言うのもどうかと思う。ただ議会答弁で市長が特に認める者に2名、議員を充てるということは明言されているので、いずれそれが来るだろうという想定である。そういう依頼が来たとしたらという意味合いの発言であった。補足して申し上げる。

竹迫委員：新庁舎検討委員会の議会の代表はどういう代表になるかわからないが、決めたことに対しては、議員はもうなにも言えなくなるのではないか。全権を預けるのか。そういう形でないと議員が入るといことは、ほかの議員は何も言えなくなるという恐れはあるのではないかなと私は思うが。

委員長：竹迫委員は、議員が入った場合、ほかの方が何も言えなくなるということか。

竹迫委員：議員は入らない方がいいのではないかいということである。

局長：新庁舎建設検討委員会設置条例が可決見込みだが、この条例の中で、委員会は委員16人以内で組織するということが第1項は市内の公共的団体から推薦されたもの、第2項が識見を有する者、第3項が公募による市民、第4項にその他市長が必要と認める者という項目がある。前回の総務課長等の説明の中で、この4番目に、議員を2人程度想定しているというニュアンスの答弁があった。そういうことで日置委員からも提案が出ているが、あくまでも想定である。議長がおっしゃったように、議会から2人出してくださいという正式な要請もないので、その時点でまた協議をして、いろんな意見を出せばよいのではないか。もう議員は入らなくてもいいのではないかという意見があったり、やはり代表を入れるべきだという意見があるので、そこでまた協議をして、議会は必要ないとすれば、公募市民に枠を充ててもらおうという意見の集約ができれば、その時点でまた協議をしていってもいいと思う。現時点では執行部から何も来ていないのが現状なので、ここでどうこうというのはどうかという議長の提案だと思う。

日置委員：執行部からその話が来た時点で協議するというだけでは、共通理解を持てるのではないか。

委員長：4番目の市長が認める者に、議員が2名なのか1名なのか入った時点で、協議すればいいのではないかという意見について、そのような形でよろしいか。

(はい。という声あり)

委員長：次回については、先ほど申し上げた委員長、副委員長、事務局において調整してまたお知らせでよろしいか。

(はい。という声あり)

委員長：これで第5回新庁舎建設に関する調査特別委員会を終わりたい。